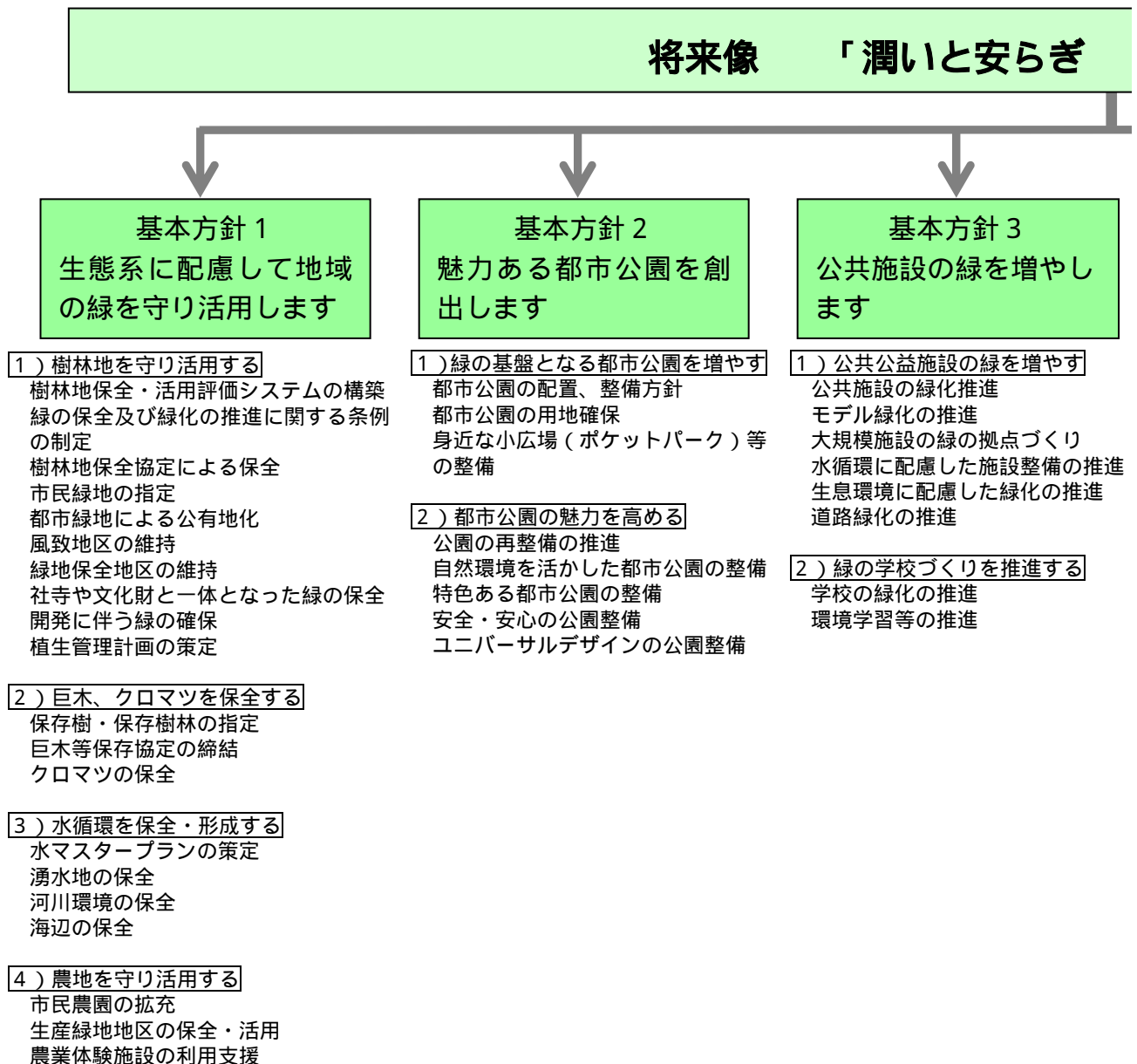


第4章 基本的な施策

1. 施策の体系

計画の基本理念、将来像、基本方針を受けて、本市における緑の保全、創出、育成を推進する施策の体系を示します。

施策は、以下に示す6つの基本方針に基づいて取り組んでいきます。



あふれる緑豊かなまち」

基本方針 4

民有地の緑を増やします

1) 緑あふれるまちづくりの推進

- 住宅地の緑化の推進
- オープンガーデンの推進
- 屋上や壁面への緑化の推進
- 総合設計制度や地区計画等による緑化の推進
- 緑地協定の推進
- 商業・業務地の緑化の推進
- 工場等の緑化の推進

基本方針 5

水と緑のネットワークを形成します

1) 機能別のネットワークを形成する

- ビオトープネットワークの形成
- 防災ネットワークの形成
- レクリエーションネットワークの形成
- 風の道づくりの推進
- 桜ネットワーク整備構想の推進
- 大規模な公園緑地等のネットワークの形成

基本方針 6

緑のパートナーシップを推進します

1) 緑と花に対する関心を高める

- 啓発活動の推進
- 緑と花のイベントの開催
- 緑と花の講習会の充実

2) 緑と花の組織(人)をつくる

- 緑の調査専門委員の活用
- 緑と花に関する市民団体のネットワーク化の推進
- 緑地の管理ボランティアの育成
- (仮称) 緑の市民大学の設置

3) 緑と花の活動への支援

- 市民参加の公園・緑地づくり
- 緑のリサイクル活動の推進
- 市川市緑の基金の協力・支援
- 緑のトラスト運動の支援
- 公園ボランティアへの支援
- 「樹木1本、生垣1m運動」の支援